

東京都中央卸売市場小型特殊自動車等の電動化等の推進に係る 補助金交付要綱

平成4年7月23日

4中管経第160号

最終改正 平成24年3月28日 23中管市第265号

(目的)

第1条 この要綱は、市場環境の改善を図るため、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一の定めによる小型特殊自動車及び歩行型の構内運搬車（以下「小型特殊自動車等」という。）のうち、電気を動力とする車両（以下「電動車」という。）又は排出ガス低減のための措置を講じていると知事が認めた車両（以下「排出ガス低減車」という。）を購入する者（以下「購入者」という。）及びリース契約によって使用する者（以下「リース契約者」という。）に対する補助に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の額)

第2条 この要綱の定めるところにより購入者及びリース契約者（以下「購入者等」という。）に対して交付される補助金の額及びその限度額は、別表1又は別表2の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を備えた購入者等のうち、知事が補助金の交付を適当と認めた者とする。

- 一 東京都中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者又はこれらの団体であって、市場内において自ら使用する者。
- 二 東京都中央卸売市場の売買参加者、買出人又はこれらの団体であって、市場内において自ら使用する者。
- 三 前二号に掲げる者のほか、知事が特に認めた者。

(補助対象車両)

第3条の2 補助金の交付の対象となる小型特殊自動車等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和46年東京都規則第273号）及び東京都中央卸売市場自動車等登録要綱（17中管市第6号）の定める自動車登録の基準に適合するものであること。
- 二 現に市場において登録のある電動車以外の当該小型特殊自動車（排出ガス低減車を除く。）を廃車し、その代替として新たに購入し、又はリース契約によって使用するものであること。
- 三 市場内に定置場が確保されるものであること。

(補助金の交付申請)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」と

いう。)は、毎月20日までに、小型特殊自動車等の電動化等の推進に係る補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に規定する書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 一 購入又はリース契約によって使用する電動車又は排出ガス低減車の仕様及び金額を証する見積書
- 二 (削除)
- 三 申請者の印鑑証明書
- 四 リース契約における二回目以降の申請においては当該契約書の写し
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第5条 削除

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 知事は、第4条に規定する小型特殊自動車等の電動化等の推進に係る補助金交付申請書を受理した場合には、これを審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該年度の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、小型特殊自動車等の電動化等の推進に係る補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の補助金の交付の決定に当たって、この要綱で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条第2項の通知を受けた日から起算して14日以内に、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更承認申請等)

第7条の2 申請者は、第6条第2項に規定する小型特殊自動車等の電動化等の推進に係る補助金交付決定通知書を受けた後に補助事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合においては、小型特殊自動車等の電動化等の推進に係る補助事業(変更、中止)承認申請書(別記第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(変更決定及び通知)

第7条の3 知事は、前条の申請があったときは、補助金の交付決定額等を変更し、又は交付決定を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付決定額を変更等したときは、小型特殊自動車等の電動化等の推進に係る補助金交付決定額等変更通知書(別記第4号様式)により、前条の申請をした者に通知するものとする。

第 8 条 削除

(期限)

第 9 条 申請者は、交付決定の日から起算して 2 か月以内に電動車又は排出ガス低減車を購入し、又はリース契約を締結しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める理由がある場合は、この限りでない。

(実績報告)

第 10 条 申請者は、電動車又は排出ガス低減車を購入したときは翌月 5 日までに、リース契約を締結したときは当該契約を締結した月以降最初に到来する 2 月末日までの実績報告をその翌月 5 日までに（ただし、2 月末日までの間にリース契約期間が終了したときは、終了の日以降最初に到来する月の 5 日までに）、小型特殊自動車等の電動化等の推進に係る補助金交付実績報告書（別記第 5 号様式）に次の各号に規定する書類を添え、知事に提出しなければならない。ただし、リース契約における二回目以降の実績報告の際は、四号を除く添付書類の提出は要さない。

- 一 小型特殊自動車標識交付証明書の写し
- 二 自動車登録申請書の写し
- 三 自動車損害賠償責任保険証明書の写し。歩行型構内運搬車にあってはこれに類するもの
- 四 購入にあっては領収書の写し。リース契約にあっては当該契約書の写し及びリース料金の支払を証明できるもの
- 五 削除
- 六 当該車両の導入に伴い廃車した車両の自動車廃車申請書の写し
- 七 交付決定通知書の付記条件により必要とされる書類

(補助金額の確定)

第 11 条 知事は、前条に規定する小型特殊自動車等の電動化等の推進に係る補助金交付実績報告書の提出があった場合において、当該報告書に記載された実績及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内で補助金額を確定し、小型特殊自動車等の電動化等の推進に係る補助金交付額確定通知書（別記第 6 号様式）により申請者に通知する。

(補助金の交付及び請求)

第 12 条 補助金の交付は、前条に規定する補助金の額の確定後とする。

- 2 申請者は、前条に規定する小型特殊自動車等の電動化等の推進に係る補助金交付額確定通知書を受領したときは、速やかに小型特殊自動車等の電動化等の推進に係る補助金交付請求書（別記第 7 号様式）を知事に提出するものとする。

(書類の提出方法)

第 13 条 この要綱の規定に基づいて申請者が知事に提出する書類は、正副各一部とし、申請者の属する場の長を経由して提出するものとする。

(決定の取消し等)

第 13 条の 2 第 6 条第 2 項の規定による補助金の交付決定後、申請者が次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合には、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 補助事業を中止したとき。
- 四 この要綱の規定する期間内に事業に着手せず、又は完了していないとき。
- 五 前各号のほか、申請者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 11 条に規定する補助金の額の確定を行った後においても適用があるものとする。

3 知事は、申請者が第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に該当する場合においては、申請者の名称及びその不正行為の内容について、公表することができる。

(補助金の返還)

第 13 条の 3 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 知事は、第 11 条の規定に基づいて申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(財産処分の制限)

第 13 条の 4 申請者は、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）第 24 条の規定に基づき、補助金の交付を受けた小型特殊自動車等を処分するときは、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）により行わなければならない。

2 申請者は、前項に規定する処分をしようとする場合で知事の承認が必要なときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第 8 号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 知事は、前項の申請を受けた場合においては、財産処分承認書（別記第 9 号様式）により、前項の申請をした者にその処分の可否を通知するものとする。

(帳簿の保存義務)

第 13 条の 5 申請者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後 5 年間保存するものとする。

(その他)

第 14 条 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附 則（平成 4 年 7 月 23 日 4 中管経第 160 号）
この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日 5 中管経第 816 号）
この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日 6 中管経第 787 号）
この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 5 月 11 日 11 中管経第 38 号）
1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
2 この要綱は、平成 19 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 17 年 7 月 28 日 17 中管市第 131 号）
1 この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から適用する。
2 この要綱は、平成 19 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 19 年 1 月 22 日 18 中管市第 351 号）
1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
2 平成 22 年 3 月 31 日をもって、新たに購入又はリース契約によって使用する小型特殊自動車等の補助金の交付申請の受付を終了する。ただし、第 3 条の 2 の第一項に規定する車両のうち、排出ガス低減車については、平成 19 年 9 月 30 日をもって、新たに購入又はリース契約によって使用するものの補助金の交付申請の受付を終了する。
3 前項の規定にかかわらず、リース契約による使用においては、同項の規定による受付後 48 月の範囲で補助を継続する。

附 則（平成 22 年 2 月 18 日 21 中管市第 276 号）
1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
2 平成 25 年 2 月 20 日付申請をもって、新たに購入又はリース契約によって使用する電動車の補助金の交付申請の受付を終了する。
3 前項の規定にかかわらず、リース契約による使用においては、同項の規定による受付後 48 月を超えない範囲で補助を継続する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日 23 中管市第 265 号）
この要綱は、平成 24 年 3 月 28 日に施行する。ただし、改正後の第 13 条の 4 の規定は、平成 23 年 6 月 1 日から適用する。

(別表 1)

補助金の額及び補助限度額

補助事業	電動車の購入	電動車のリース契約による使用	排出ガス低減車のリース契約による使用
補助対象経費	車両価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）	別表 2 のリース補助金額表のうち月額リース料金の欄に掲げる月額リース料金（消費税及び地方消費税の額を除く。）	別表 2 のリース補助金額表のうち月額リース料金の欄に掲げる月額リース料金（消費税及び地方消費税の額を除く。）
補助率	1/4	月額リース料金の額に応じた定額	月額リース料金の額に応じた定額
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該補助対象経費に補助率を乗じて得た額が 40 万円を超える場合には、40 万円とする。	別表 2 の補助金額表のうち、月額リース料金の欄に掲げるリース料（消費税及び地方消費税額を除く。）に応じた電動車に係る補助金の額	別表 2 の補助金額表のうち、月額リース料金の欄に掲げるリース料（消費税及び地方消費税額を除く。）に応じた排出ガス低減車に係る補助金の額
補助限度額	40 万円を上限とする。	48 月を超えないものとする。	48 月を超えないものとする。

(別表 2)

リース補助金額

(円)

月額リース料金	電動車		排出ガス低減車	
	月額補助額	補助限度額 (48 月)	月額補助額	補助限度額 (48 月)
22,000 円以下	2,200	105,600	500	24,000
22,000 円を超え 26,000 円以下	2,700	129,600	600	28,800
26,000 円を超え 30,000 円以下	3,200	153,600	800	38,400

30,000円を超え 34,000円以下	3,700	177,600	900	43,200
34,000円を超え 38,000円以下	4,200	201,600	1,000	48,000
38,000円を超え 42,000円以下	4,700	225,600	1,100	52,800
42,000円を超え 46,000円以下	5,200	249,600	1,300	62,400
46,000円を超え 50,000円以下	5,700	273,600	1,400	67,200
50,000円を超え 54,000円以下	6,200	297,600	1,500	72,000
54,000円を超え 58,000円以下	6,700	321,600	1,600	76,800
58,000円を超え 62,000円以下	7,200	345,600	1,800	86,400
62,000円を超え 66,000円以下	7,700	369,600	1,900	91,200
66,000円を超える もの	8,200	393,600	2,000	96,000